

京都市告示第143号

京都市会計規則第27条第3項の規定により、令和7年4月1日京都市告示第6号の一部を次のように改めます。

令和8年5月29日

京都市長 松井 孝治

市民税・府民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書及び市民税・府民税・森林環境税の納税通知書・税額変更通知書を次のように改める。

所得金額	種 類	所 得 金 額	円
総	所 得		
	(内給与所得)		
山 林 ・ 退 職 所 得			
分 離 課 税 の 所 得	短 期 譲 渡	一 般	
		一 般	
	長 期 譲 渡	特 定	
		一 般	
一 般 株 式 等 の 譲 渡			
上 場 株 式 等 の 譲 渡			
上 場 株 式 等 の 配 当 等			
先 物 取 引			
総 所 得 金 額 等 の 合 計 額			

所得控除額	種 類	所 得 控 除 額	円
	雑 損 控 除		
	医 療 費 控 除		
	社 会 保 険 料 控 除 等		
	生 命 保 険 料 控 除		
	地 震 保 険 料 控 除		
	障 害 者 ・ 寡 婦 ・ ひ と り 親 ・ 勤 労 学 生 控 除		
	配 偶 者 控 除		
	配 偶 者 特 別 控 除		
	扶 養 控 除		
	特 定 親 族 特 別 控 除		
	基 礎 控 除		
	所 得 控 除 額 の 合 計		

控 対 配	扶 養 親 族		扶 養 障 害		特 定 親 族		本 人 該 当		本 人 障 害	
	老 人	特 定	内 同 居	老 人	16 歳 未 満	そ の 他	内 同 居	特 別		そ の 他
一 般								寡 婦	未 成 年	そ の 他
								ひ と り 親	勤 労 学 生	特 別

納 税 者	納 税 者 コー ド			様
	区	学 区	町	
	氏 名			

課税標準額と算出所得割

所得の種類	課税標準額 円	算出所得割	
		市民税 円	府民税 円
ア 総所得			
イ 山林・退職所得			
ウ 分離短期譲渡所得			
エ 分離長期譲渡所得			
オ 株式等の譲渡所得			
カ 上場株式等の配当所得等			
キ 先物取引の雑所得等			

税額控除等

	市民税 円	府民税 円
調整控除		
配当控除		
住宅借入金等特別税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
調整額		

配当割額又は株式等譲渡所得割額	円
-----------------	---

減免税額(市民税+府民税)	円
均等割 円	所得割 円

市民税・府民税・森林環境税の計算

	市民税 円	府民税 円
① 算出所得割合計(ア～キの合計)		
② 税額控除額		
③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額		
④ 所得割額(①-②-③)		
⑤ 均等割額		
⑥ 計(④+⑤)		
⑦ 森林環境税		
⑧ 年税額(市民税+府民税+森林環境税)		
⑨ 所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		

納税者	納税者コード		様
	区	町 氏名	

納税者コード			
区	学区	町	氏名

納税者コード		年度相当	現年度	過年度	戸番	No.
区	学区	町	氏名			

年度
市民税
府民税 納税通知書・税額変更通知書
森林環境税

あなたの市民税・府民税・森林環境税の税額を下記のとおり決定・変更しましたので通知します。
年 月 日

京都市長 印

納税者コード				
納税者	区	学区	町	氏名

期別	随時()月分	第1期分	第2期分	第3期分
納期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
期別	第4期分	随時()月分	随時()月分	過年度随時()月分
納期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

課税標準等及び所得控除の内訳等

課税標準等	区分	総所得金額等の合計額	所得控除の額の合計額	課税総所得金額	分離課税の土地等の課税事業所得等の金額	分離課税の課税譲渡所得金額	株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る配当所得等の金額	先物取引に係る課税雑所得等の金額	課税山林・退職所得金額
	変更前									
	決定額 変更後									

所得控除の内訳等	区分	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除等	生命保険料控除	地震(損害)保険料控除	配偶者特別控除	特定親族特別控除	基礎控除	控対配	扶養親族	扶養障害	本人障害	寡婦(特別)	ひとり親	勤労学生	均等割	所得割
	変更前																	
	決定額 変更後																	

税額控除の内訳等

区分	調整控除	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除及び調整額	配当割額又は株式等譲渡所得割額	定額減税額	森林環境税
変更前								
決定額 変更後								
増・減(-)								

算出税額

区分	① 市民税			② 府民税			年税額	内特別徴収税額		内普通徴収税額
	均等割	所得割	計	均等割	所得割	計		年金給与		
変更前										
決定額 変更後										
増・減(-)										

今年度に普通徴収の方法によって徴収する税額(期別税額)

区分	随時()月分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時()月分	随時()月分	過年度()月分	所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
変更前									
決定額 変更後									
増・減(-)									

今年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

区分	年4月	年6月	年8月	年10月	年12月	年2月
変更前						
決定額 変更後						
増・減(-)						

公的年金から特別徴収を行う支払者の名称及び年金の種類

支払者の名称	変更前	
	決定・変更後	
年金の種類	変更前	
	決定・変更後	

来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する仮特別徴収税額及び徴収月

区分	年4月	年6月	年8月
変更前			
決定額 変更後			
増・減(-)			

摘要	
----	--

公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者がこの仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8第3項の規定によって通知します。(ただし、過年度分はこれに該当しません。)

備考1 この様式の裏面に、変更の理由、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市民税及び府民税の税率、納税の取扱場所、納期限までに税金を納付しなかった場合に採られるべき措置並びにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

備考2 デザインは、必要に応じて変更することがある。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)